



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 14 日 (金)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県森林組合法施行細則 (5) (農政課) 6
	鳥取県水産業協同組合法施行細則 (6) (〃) 10
	鳥取県農業協同組合法施行細則 (7) (〃) 16
	水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則を廃止する規則 (8) (〃) 22
	農村負債整理組合法施行細則を廃止する規則 (9) (〃) 23
◇ 訓 令	農村負債整理組合法施行事務取扱手続を廃止する訓令 (2) (農政課) 24

====公布された規則のあらまし====

鳥取県森林組合法施行細則の新設について

1 規則の新設理由

森林組合法（以下「法」という。）に基づく事務を適正に行うため、法に規定する申請等（以下「申請等」という。）に必要な添付書類等を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
(2) 申請等に係る提出書類	次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる申請等を行おうとするときは、申請書等を知事に提出しなければならない。	
	申請等を行う者	申請等の区分
	森林組合及び生産森林組合の発起人	組合の設立の認可の申請
	森林組合	ア 信託規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 イ 林地処分事業実施規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 ウ 林道開設等に要した費用の一部を負担させることについての認可の申請 エ 森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請
	森林組合及び生産森林組合	ア 定款の変更の認可の申請 イ 定款の変更の届出 ウ 解散の認可の申請 エ 解散の届出
	森林組合及び生産森林組合又は設立委員	合併の認可の申請
	森林組合の組合員その他の利害関係人	一時役員又は一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求
	森林組合及び生産森林組合の組合員並びに森林組合連合会の会員	ア 検査の請求 イ 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
	生産森林組合の組合員その他の利害関係人	仮理事の選任の請求
生産森林組合の清算人	清算終了の届出	
(3) 施行期日等	ア 施行期日は、公布日とする。 イ この規則の施行の際、法の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	

水産業協同組合法施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

水産業協同組合法（以下「法」という。）に基づく事務を適正に行うため、水産業協同組合法施行規則を次のとおり見直し、申請等に必要な添付書類を定める。

- (1) 法改正により新設された申請等に係る規定の追加
- (2) 法改正により廃止された申請等に係る規定の削除

- (3) 法令に根拠がない総会等の終了報告等の規定を廃止
 (4) 法令に基づく申請等に係る不要な添付書類を廃止

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県水産業協同組合法施行細則に改める。
 (2) 法又は水産業協同組合法施行令の規定に基づき知事に対してなされる次に掲げる申請等について必要な添付書類を定める。

申請等を行う者	申請等の区分
漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会の発起人	組合又は連合会の設立の認可の申請
漁業協同組合	ア 漁業経営に必要な条件を欠いたことの届出 イ 漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請
漁業協同組合及び漁業協同組合連合会	ア 資源管理規程の制定及び変更の認可の申請 イ 資源管理規程の廃止の届出
漁業協同組合及び水産加工業協同組合	ア 共済規程の制定、変更及び廃止の認可の申請 イ 共済事業の譲渡の届出
漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会	ア 定款の変更の認可の申請 イ 定款の変更の届出 ウ 解散の認可の申請 エ 解散の届出
漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会又は設立委員	合併の認可の申請
漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人	一時役員職務を行うべき者の選任等の請求
漁業協同組合、水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人	一時代表理事職務を行うべき者の選任の請求
漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会の会員	ア 検査の請求 イ 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
漁業生産組合の清算人	清算終了の届出

- (3) 施行期日等
 ア 施行期日は、公布日とする。
 イ 所要の経過措置を講ずる。

農業協同組合法施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

農業協同組合法（以下「法」という。）に基づく事務を適正に行うため、農業協同組合法施行規則を次のとおり見直し、申請等に必要な添付書類を定める。

- (1) 法改正により新設された申請等に係る規定の追加
 (2) 法改正により廃止された申請等に係る規定の削除
 (3) 農事組合法人に係る届出等に係る添付書類を新たに規定

- (4) 法令に根拠がない総会等の終了報告等の規定を廃止
 (5) 法令に基づく申請等に係る不要な添付書類を廃止

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県農業協同組合法施行細則に改める。
 (2) 法又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の規定に基づき知事に対してなされる次に掲げる申請等について必要な添付書類を定める。

申請等を行う者	申請等の区分
農業協同組合の発起人	組合の設立の認可の申請
農業協同組合	ア 組合員以外の者の利用割合の限度の特例に係る指定の申請 イ 信用事業規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 ウ 同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請 エ 共済規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 オ 信託規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 カ 宅地等供給事業実施規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 キ 農業経営規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 ク 定款の変更の認可の申請 ケ 定款の変更の届出 コ 信用事業の譲渡の届出 サ 共済事業の譲渡の届出 シ 解散の認可の申請 ス 解散の届出 セ 信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出
農業協同組合又は設立委員	合併の認可の申請
農業協同組合の組合員その他の利害関係人	一時役員又は一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求
農業協同組合の組合員又は農業協同組合中央会若しくは農業協同組合連合会の会員	ア 検査の請求 イ 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
農事組合法人	ア 成立の届出 イ 定款の変更の届出 ウ 解散の届出 エ 合併の届出 オ 組織変更の届出
農事組合法人の組合員その他利害関係人	仮理事の選任の請求
農事組合法人の清算人	清算結了の届出

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
 イ 所要の経過措置を講ずる。

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（以下「法律」という。）の施行について必要な事項を定めた水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則（以下「規則」

という。)を、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 県内の漁業会は、昭和30年までに漁業協同組合への継承を終えており、規則の必要性が薄いこと。
- (2) 仮に今後法律を適用する必要が生じた場合においても、法律の規定のみにより事務を行い得ること。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

農村負債整理組合法施行細則の廃止について

1 規則の廃止理由

農村負債整理組合法(以下「法律」という。)の施行について必要な事項を定めた農村負債整理組合法施行細則(以下「規則」という。)を、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 県内の農村負債整理組合は、昭和30年までに解散又は休止をしており、規則の必要性が薄いこと。
- (2) 仮に今後法律を適用する必要が生じた場合においても、法律の規定のみにより事務を行い得ること。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県森林組合法施行細則をここに公布する。

平成20年 3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県森林組合法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林組合法(昭和53年法律第36号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林組合 県内の区域のみを地区とする森林組合をいう。
- (2) 生産森林組合 県内の区域のみを地区とする生産森林組合をいう。
- (3) 森林組合連合会 県の区域を地区とする森林組合連合会をいう。
- (4) 申請等 法の規定に基づき知事に対してなされる申請その他の行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(申請等に係る提出書類)

第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請等を行う理由を記載した書類(別表の2の項の中欄の(1)から(6)まで及び(8)、同表の3の項の中欄の(1)から(3)まで並びに同表の4の項、6の項及び7の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。)
- (2) 申請等に係る総会(法第65条第1項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により総代会を置く森林組合及び生産森林組合にあっては、総代会。以下同じ。)の議事録の謄本又は抄本(別表の2の項の中欄の(1)から(6)まで及び同表の3の項の中欄の(1)から(3)までに掲げる申請等を行う場合に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、法の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 森林組合及び生産森林組合の発起人	法第78条第1項(法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による組合の設立の認可の申請	ア 設立認可申請書 イ 定款 ウ 初年度及び次年度の事業計画書 エ 設立発起人名簿 オ 法第75条第1項(法第100条第3項において準用する場合を含む。)及び法第77条第1項(法第100

		条第3項において準用する場合を含む。)の規定 による公告を行ったことを証する書類 カ 設立準備会の議案書及び議事録の謄本 キ 創立総会の議案書及び議事録の謄本
2 森林組合((8)に掲げる申請にあっては、森林組合連合会の会員である森林組合)	(1) 法第10条第1項の規定による信託規程の制定の承認の申請	ア 信託規程制定承認申請書 イ 信託規程
	(2) 法第10条第3項の規定による信託規程の変更の承認の申請	ア 信託規程変更承認申請書 イ 信託規程の変更箇所の新旧対照表
	(3) 法第10条第3項の規定による信託規程の廃止の承認の申請	信託規程廃止承認申請書
	(4) 法第24条第1項の規定による林地処分事業実施規程の制定の承認の申請	ア 林地処分事業実施規程制定承認申請書 イ 林地処分事業実施規程
	(5) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の変更の承認の申請	ア 林地処分事業実施規程変更承認申請書 イ 林地処分事業実施規程の変更箇所の新旧対照表
	(6) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の廃止の承認の申請	林地処分事業実施規程廃止承認申請書
	(7) 法第25条第1項の規定による林道開設等に要した費用の一部を負担させることについての認可の申請	ア 林道開設等分担金徴収認可申請書 イ 林道開設等に係る事業計画書及び経費明細書 ウ 受益者別の分担金の額を記載した書類
	(8) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第2項の規定による森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請	ア 森林組合連合会権利義務包括承継認可申請書 イ 権利義務の承継の経過を記載した書類 ウ 森林組合連合会の会員が1人になったことを証する書類 エ 権利義務包括承継契約書の写し オ 被承継人及び承継人の総会議事録謄本 カ 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第1項の規定により作成した被承継人並びに承継人の財産目録及び貸借対照表 キ 法第108条の3第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書類 ク 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し(ファイルの記録を出力して作成された

		<p>書面をいう。以下同じ。)</p> <p>ケ 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p>
3 森林組合及び生産森林組合	(1) 法第61条第2項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可の申請	<p>ア 定款変更認可申請書</p> <p>イ 定款の変更箇所の新旧対照表</p> <p>ウ 法第66条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し(定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。)</p> <p>エ 法第67条第2項に定める手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べたときに限る。)</p> <p>オ 組合員の全員(出資口数の最低限度の引上げに係る場合にあつては、当該引上げにより追加出資をすべき組合員の全員)が同意したことを証する書類(定款の変更が出資1口の金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係るものであるときに限る。)</p>
	(2) 法第61条第4項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出	<p>ア 定款変更届出書</p> <p>イ 定款の変更箇所の新旧対照表</p> <p>ウ 変更後の定款</p>
	(3) 法第83条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可の申請	<p>ア 解散認可申請書</p> <p>イ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において解散を議決した場合に限る。)</p>
	(4) 法第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出	解散届
4 森林組合及び生産森林組合又は設立委員	法第84条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可の申請	<p>ア 合併認可申請書</p> <p>イ 合併の経過を記載した書類</p> <p>ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第84条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会の議事録の謄本)</p> <p>エ 法第84条第4項において準用する法第66条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>オ 合併契約書の謄本</p>

		<p>カ 法第84条第4項において準用する法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ 合併により存続又は設立される組合の定款</p> <p>ク 初年度の事業計画書</p> <p>ケ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において合併を議決した場合に限る。)</p> <p>コ 法第84条第4項において準用する法第67条第2項の手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p> <p>サ 法第84条の2第3項の規定による公告又は通知の写し(同条第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。)</p> <p>シ 法第85条第1項の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類(合併によって組合を設立する場合に限る。)</p>
5 森林組合の組合員その他の利害関係人	(1) 法第53条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	<p>ア 一時理事(監事)選任(総会招集)請求書</p> <p>イ 役員の職務を行う者がいない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
	(2) 法第53条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求	<p>ア 一時代表理事選任請求書</p> <p>イ 代表理事の職務を行う者がいない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
6 森林組合及び生産森林組合の組合員並びに森林組合連合会の会員	(1) 法第111条第1項の規定による検査の請求	<p>ア 検査請求書</p> <p>イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類</p>
	(2) 法第115条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	<p>ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書</p> <p>イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類</p>
7 生産森林組合の組合員その他の利害関係人	法第100条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任の請求	<p>ア 仮理事選任請求書</p> <p>イ 請求者が利害関係人であることを証する書類(組合員以外の利害関係人が請求する場合に限る。)</p>
8 生産森林組合の清算人	法第100条第4項において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出	<p>ア 清算結了届</p> <p>イ 登記事項証明書</p>

鳥取県水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成20年 3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 6 号

鳥取県水産業協同組合法施行細則

水産業協同組合法施行規則（昭和24年鳥取県規則第109号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 漁業協同組合 県内の区域のみを地区とする漁業協同組合をいう。
- （2） 漁業生産組合 県内の区域に主たる事務所が所在する漁業生産組合をいう。
- （3） 水産加工業協同組合 県内の区域のみを地区とする水産加工業協同組合をいう。
- （4） 漁業協同組合連合会 県内の区域のみを地区とする漁業協同組合連合会をいう。
- （5） 漁業協同組合連合会等 県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会をいう。
- （6） 申請等 法又は水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第328号。以下「政令」という。）の規定に基づき知事に対してなされる申請その他の行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（申請等に係る提出書類）

第 3 条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1） 申請等を行う理由を記載した書類（別表の 2 の項の中欄の（2）、同表の 3 の項の中欄の（1）及び（2）、同表の 4 の項の中欄の（1）から（3）まで、同表の 5 の項の中欄の（1）及び（3）並びに同表の 6 の項及び 9 の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。）
- （2） 申請等に係る総会（法第52条第 1 項（法第92条第 3 項又は法第96条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により総代会を置く漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合にあっては総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本（別表の 3 の項の中欄の（1）及び（2）、同表の 4 の項の中欄の（1）及び（3）並びに同表の 5 の項の中欄の（1）から（3）までに掲げる申請等を行う場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の水産業協同組合法施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の鳥取県水産業協同組合法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 3 条関係）

申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 漁業協同組合、 漁業生産組合、水	法第63条第 1 項（法第86条第 3 項、第92条第 4 項及び第96条第	ア 設立認可申請書 イ 定款

<p>産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会（県の区域を地区とする漁業協同組合連合会を除く。3の項及び5の項から9の項までにおいて同じ。）の発起人</p>	<p>4項において準用する場合を含む。）の規定による組合又は連合会の設立の認可の申請</p>	<p>ウ 初年度及び次年度の事業計画書 エ 設立発起人名簿 オ 法第60条第1項（法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）及び法第62条第1項（法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行ったことを証する書類 カ 設立準備会の議案書及び議事録の謄本 キ 創立総会の議案書及び議事録の謄本 ク 経営する漁業の種類及び内容を記載した書類並びに法第17条第2項の同意を得たことを証する書類（漁業又はこれに附帯する事業を営もうとする漁業協同組合に限る。）</p>
<p>2 漁業協同組合（（2）に掲げる申請にあっては、漁業協同組合連合会の会員である漁業協同組合）</p>	<p>(1) 法第17条第4項の規定による漁業経営に必要な条件を欠いたことの届出 (2) 法第91条の3第2項において準用する法第69条第2項の規定による漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請</p>	<p>漁業経営条件欠格届 ア 漁業協同組合連合会権利義務包括承継認可申請書 イ 権利義務の承継の経過を記載した書類 ウ 漁業協同組合連合会の会員が1人になったことを証する書類 エ 権利義務包括承継契約書の写し オ 被承継人及び承継人の総会の議事録の謄本 カ 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した被承継人並びに承継人の財産目録及び貸借対照表 キ 法第91条の3第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書類 ク 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項本文の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。） ケ 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書類（債権者が異議を述べた場合に限る。）</p>
<p>3 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</p>	<p>(1) 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定によ</p>	<p>ア 資源管理規程制定認可申請書 イ 資源管理規程 ウ 法第11条の2第3項（法第92条第1項において</p>

	<p>る資源管理規程の制定の認可の申請</p>	<p>準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書類 エ 水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号。以下「省令」という。)第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類(同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。)</p>
	<p>(2) 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の変更の認可の申請</p>	<p>ア 資源管理規程変更認可申請書 イ 資源管理規程の変更箇所の新旧対照表 ウ 省令第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類(同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。) エ 省令第5条第2項に規定する資源管理規程の変更が省令第4条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類</p>
	<p>(3) 政令第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出</p>	<p>ア 資源管理規程廃止届 イ 省令第5条第3項に規定する資源管理規程の廃止が省令第2条の規定により定めた資源管理規程を廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書類</p>
<p>4 漁業協同組合及び水産加工業協同組合</p>	<p>(1) 法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の制定の認可の申請</p>	<p>ア 共済規程制定認可申請書 イ 共済規程</p>
	<p>(2) 法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の変更の認可の申請</p>	<p>ア 共済規程変更認可申請書 イ 共済規程の変更箇所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本(法第48条第5項の規定により総会の議決を経なかった場合において、理事会で議決した場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本)</p>
	<p>(3) 法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の廃止の認可の申請</p>	<p>共済規程廃止認可申請書</p>
	<p>(4) 法第54条の4第4項(第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定による共済事業の譲渡の届</p>	<p>共済事業譲渡届</p>

	出	
5 漁業協同組合、 漁業生産組合、水 産加工業協同組合 及び漁業協同組合 連合会	(1) 法第48条第2項(法第86 条第2項、第92条第3項及び 第96条第3項において準用す る場合を含む。)の規定によ る定款の変更の認可の申請	ア 定款変更認可申請書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 法第53条第1項(法第86条第2項、第92条第3 項及び第96条第3項において準用する場合を含 む。)に規定する財産目録及び貸借対照表並びに 法第53条第2項の規定により公告した官報の写し 及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は 法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公 告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の 写し若しくは電子公告の写し(定款の変更が出資 1口の金額の減少に係るものであるときに限る。) エ 法第54条第2項(法第86条第2項、第92条第3 項及び第96条第3項において準用する場合を含 む。)に定める手続を経たことを証する書類(債 権者が異議を述べたときに限る。) オ 組合員又は会員の全員(出資口数の最低限度の 引上げに係る場合にあっては、当該引上げにより 追加出資をすべき組合員又は会員の全員)が同意 したことを証する書類(定款の変更が出資1口の 金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係 るものであるときに限る。) カ 経営する漁業の種類及び内容を記載した書類並 びに法第17条第2項の同意を得たことを証する書 類(定款の変更が漁業及びこれに附帯する事業を 追加しようとするものである漁業協同組合に限 る。)
	(2) 法第48条第4項(法第86 条第2項、第92条第3項及び 第96条第3項において準用す る場合を含む。)の規定によ る定款の変更の届出	ア 定款変更届出書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の定款
	(3) 法第68条第2項(法第86 条第4項及び第96条第5項に おいて準用する場合を含む。) 又は法第91条の2第2項の規 定による解散の認可の申請	解散認可申請書
	(4) 法第68条第5項(法第86 条第4項及び第96条第5項に おいて準用する場合を含む。) 又は法第91条の2第5項の規 定による解散の届出	解散届
6 漁業協同組合、 漁業生産組合、水 産加工業協同組合	法第69条第2項(法第86条第4 項、第92条第5項及び第96条第 5項において準用する場合を含	ア 合併認可申請書 イ 合併の経過を記載した書類 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第

<p>及び漁業協同組合連合会又は設立委員</p>	<p>む。)の規定による合併の認可の申請</p>	<p>69条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本)</p> <p>エ 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する法第53条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>オ 合併契約書の謄本</p> <p>カ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ 合併により存続又は設立される組合の定款</p> <p>ク 初年度の事業計画書</p> <p>ケ 法第69条第4項において準用する法第54条第2項の手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p> <p>コ 法第69条の2第3項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は通知の写し(法第69条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。)</p> <p>サ 法第70条第1項の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類(合併によって組合を設立する場合に限る。)</p>
<p>7 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人</p>	<p>法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任等の請求</p>	<p>ア 一時理事選任(総会招集)請求書</p> <p>イ 役員職務を行う者がいない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
<p>8 漁業協同組合、水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人</p>	<p>法第43条第3項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求</p>	<p>ア 一時代表理事選任請求書</p> <p>イ 代表理事の職務を行う者がいない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
<p>9 漁業協同組合、漁業生産組合及び</p>	<p>(1) 法第123条第1項の規定による検査の請求</p>	<p>ア 検査請求書</p> <p>イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を</p>

水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会等の会員	(2) 法第125条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	得たことを証する書類 ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書 イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
10 漁業生産組合の清算人	法第86条第4項において準用する民法(明治29年法律第89号)第83条の規定による清算終了の届出	ア 清算終了届 イ 登記事項証明書

鳥取県農業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成20年 3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県農業協同組合法施行細則

農業協同組合法施行規則（昭和38年鳥取県規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 県内の区域のみを地区とする農業協同組合をいう。
- (2) 農事組合法人 県内の区域のみを地区とする農事組合法人をいう。
- (3) 農業協同組合中央会等 県の区域を地区とする農業協同組合中央会（以下「県中央会」という。）及び農業協同組合連合会をいう。
- (4) 申請等 法又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年^{大蔵省令}農林水産省令第1号。以下「命令」という。）の規定に基づき知事に対してなされる申請その他の行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（申請等に係る提出書類）

第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請等を行う理由を記載した書類（別表の2の項の中欄の(1)から(18)まで及び(22)並びに同表の3の項、5の項、7の項及び9の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。）
- (2) 申請等に係る総会（法第48条第1項の規定により総代会を置く組合にあっては、総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本（別表の2の項の中欄の(2)から(4)まで、(6)、(8)から(19)まで及び(22)に掲げる申請等を行う場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の農業協同組合法施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の鳥取県農業協同組合法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 組合の発起人	法第59条第1項の規定による組合の設立の認可の申請	ア 設立認可申請書 イ 定款 ウ 初年度及び次年度の事業計画書 エ 設立発起人名簿 オ 法第56条第1項及び法第58条第1項の規定によ

		る公告を行ったことを証する書類 カ 設立準備会の議案書及び議事録の謄本 キ 創立総会の議案書及び議事録の謄本
2 組合((1)に掲げる申請にあっては、法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う組合)	(1) 法第10条第20項の規定による組合員以外の者の利用割合の限度の特例に係る指定の申請	ア 員外利用割合限度特例指定申請書 イ 組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況を記載した書類 ウ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(連結財務諸表を含む。) エ 命令第6条の2第1項第3号八及び二に規定する基準を満たすことを証する書類
	(2) 法第11条第1項の規定による信用事業規程の制定の承認の申請	ア 信用事業規程制定承認申請書 イ 信用事業規程
	(3) 法第11条第3項の規定による信用事業規程の変更の承認の申請	ア 信用事業規程変更承認申請書 イ 信用事業規程の変更箇所の新旧対照表
	(4) 法第11条第3項の規定による信用事業規程の廃止の承認の申請	信用事業規程廃止承認申請書
	(5) 法第11条の4第1項ただし書(同条第2項後段において準用する場合を含む。)の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請	ア 信用供与限度額超過承認申請書 イ 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書類 ウ 信用の供与を受ける者の財産の状況を記載した書類
	(6) 法第11条の7第1項の規定による共済規程の制定の承認の申請	ア 共済規程制定承認申請書 イ 共済規程
	(7) 法第11条の7第3項の規定による共済規程の変更の承認の申請	ア 共済規程変更承認申請書 イ 共済規程の変更箇所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本(法第44条第5項の規定により総会の議決を経なかった場合において、理事会で議決した場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本)
	(8) 法第11条の7第3項の規定による共済規程の廃止の承認の申請	共済規程廃止承認申請書
	(9) 法第11条の23第1項の規定による信託規程の制定の承認の申請	ア 信託規程制定承認申請書 イ 信託規程
	(10) 法第11条の23第3項の規定による信託規程の変更の承認の申請	ア 信託規程変更承認申請書 イ 信託規程の変更箇所の新旧対照表
	(11) 法第11条の23第3項の規	信託規程廃止承認申請書

	定による信託規程の廃止の承認の申請	
(12)	法第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の制定の承認の申請	ア 宅地等供給事業実施規程制定承認申請書 イ 宅地等供給事業実施規程
(13)	法第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認の申請	ア 宅地等供給事業実施規程変更承認申請書 イ 宅地等供給事業実施規程の変更箇所の新旧対照表
(14)	法第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の廃止の承認の申請	宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書
(15)	法第11条の32第1項の規定による農業経営規程の制定の承認の申請	ア 農業経営規程制定承認申請書 イ 農業経営規程
(16)	法第11条の32第3項の規定による農業経営規程の変更の承認の申請	ア 農業経営規程変更承認申請書 イ 農業経営規程の変更箇所の新旧対照表
(17)	法第11条の32第3項の規定による農業経営規程の廃止の承認の申請	農業経営規程廃止承認申請書
(18)	法第44条第2項の規定による定款の変更の認可の申請	ア 定款変更認可申請書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 法第49条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第49条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第92条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。）（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。） エ 法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類（債権者が異議を述べたときに限る。） オ 組合員の全員（出資口数の最低限度の引上げに係る場合にあっては、当該引上げにより追加出資をすべき組合員の全員）が同意したことを証する書類（定款の変更が出資1口の金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係るものであるときに限る。）
(19)	法第44条第4項の規定による定款の変更の届出	ア 定款変更届出書 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の定款
(20)	法第50条の2第7項の規定による信用事業の譲渡の届出	信用事業譲渡届

	(21) 法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による共済事業の譲渡の届出	共済事業譲渡届
	(22) 法第64条第2項の規定による解散の認可の申請	ア 解散認可申請書 イ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において解散を議決した組合に限る。)
	(23) 法第64条第4項後段の規定による解散の届出	解散届
	(24) 命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の制定の届出	ア 信用事業方法書制定届出書 イ 信用事業方法書 ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本
	(25) 命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の変更の届出	ア 信用事業方法書変更届出書 イ 信用事業方法書の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の信用事業方法書 エ 理事会の議事録の謄本又は抄本
	(26) 命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の廃止の届出	ア 信用事業方法書廃止届出書 イ 理事会の議事録の謄本又は抄本
3 組合又は設立委員	法第65条第2項の規定による合併の認可の申請	ア 合併認可申請書 イ 合併の経過を記載した書類 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第65条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本) エ 法第65条第4項において準用する法第49条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。) オ 合併契約書の謄本 カ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第92条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し キ 合併により存続又は設立される組合の定款 ク 初年度の事業計画書 ケ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において合併を議決した場合に限る。) コ 法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。) サ 法第65条の2第3項の規定による公告又は通知の写し(同条第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。)

		シ 法第66条第1項の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類(合併によって組合を設立する場合に限る。) ス 命令第57条第1項各号に掲げる書類のうちイからケまでに掲げる書類以外の書類(法第10条第1項第3号の事業を行う組合に限る。)
4 農業協同組合の組合員その他の利害関係人	(1) 法第40条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	ア 一時理事(監事)選任(総会招集)請求書 イ 役員の職務を行う者がない理由及びその年月日を記載した書類 ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類 エ 請求者が利害関係人であることを証する書類
	(2) 法第40条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求	ア 一時代表理事選任請求書 イ 代表理事の職務を行う者がない理由及びその年月日を記載した書類 ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類 エ 請求者が利害関係人であることを証する書類
5 農業協同組合の組合員	(1) 法第94条第1項の規定による検査の請求	ア 検査請求書 イ 組合員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
	(2) 法第96条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書 イ 組合員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
6 農事組合法人((5)に掲げる申請等にあつては、出資農事組合法人)	(1) 法第72条の16第4項の規定による成立の届出	ア 成立届 イ 登記事項証明書 ウ 定款
	(2) 法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出	ア 定款変更届 イ 定款の変更箇所の新旧対照表 ウ 変更後の定款
	(3) 法第72条の17第2項の規定による解散の届出	ア 解散届 イ 登記事項証明書
	(4) 法第72条の18第3項の規定による合併の届出	ア 合併届 イ 登記事項証明書 ウ 定款(合併により農事組合法人を設立した場合に限る。)
	(5) 法第73条の12の規定による組織変更の届出	ア 組織変更届 イ 登記事項証明書
7 農事組合法人の組合員その他利害関係人	法第73条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任の請求	ア 仮理事選任請求書 イ 請求者が利害関係人であることを証する書類(利害関係人が請求する場合に限る。)
8 農事組合法人の清算人	法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出	ア 清算終了届 イ 登記事項証明書
9 農業協同組合中央会等の会員	(1) 法第94条第1項の規定による検査の請求	ア 検査請求書 イ 会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを

	証する書類
(2) 法第96条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書 イ 会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則を廃止する規則

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則（昭和24年鳥取県規則第110号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農村負債整理組合法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

農村負債整理組合法施行細則を廃止する規則

農村負債整理組合法施行細則（昭和13年鳥取県令第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第2号

農村負債整理組合法施行事務取扱手を廃止する訓令を次のように定める。

平成20年 3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

農村負債整理組合法施行事務取扱手を廃止する訓令

農村負債整理組合法施行事務取扱手続（昭和13年鳥取県訓令甲第11号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年 3月14日から施行する。